平成２６年（フ）第１０４号
千葉県我孫子市南青山12番地の28
債務者　中村　俊之
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１９号
千葉県柏市松葉町３丁目８番地11　ツインズテラスＡ－２号
債務者　成嶋　進一
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３号
兵庫県淡路市生穂2201番地11　カーム津名31、前住所兵庫県明石市大蔵谷字東山488番地の13　パークアーバン朝霧206号
債務者　岩本　真樹
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２号
山口県岩国市中津町１丁目19番17―102号
債務者　坂井　浩嗣
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１４号
山口県岩国市昭和町１丁目10番３号
債務者　山本　篤
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第８９号
名古屋市西区中小田井２丁目182番地　渕上道路建設内
債務者　久保谷敏幸
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６４号
愛知県春日井市神屋町2298番地538
債務者　福住　照一
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２５号
愛知県豊明市前後町大狭間1450番地７
債務者　伊藤　恵里
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６４号
名古屋市北区黒川本通５丁目31番地の２　ツインスクエア603号
債務者　中村　智枝
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０８号
神戸市長田区三番町２丁目３番地の22　３Ｆ６号
債務者　前田　武志
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６３号
神戸市垂水区青山台１丁目10番６号
債務者　澤村　博子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６３号
神戸市北区有野台６丁目20番地　Ｂ12棟401号、従前の住所神戸市北区有野台１丁目６番Ａ12棟505号
債務者　中村　美紀（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６９号
神戸市兵庫区切戸町８番10―302号
債務者　武本　美穂（旧姓金沢）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７３号
神戸市長田区鶯町１丁目２番32号　恵荘203号
債務者　矢津　真一
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９２号
神戸市中央区生田町４丁目６番30号、従前の住所神戸市中央区琴ノ緒町２丁目５番16号オリーブマンション202号
債務者　富永万里子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
福島県伊達市保原町字元町21番地３
債務者　大澤　喜一
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２５８号
愛知県常滑市錦町１丁目112番地
債務者　常　由梨
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部